



Q  NISAの制度に改正があると聞きました。概要を教えてください。

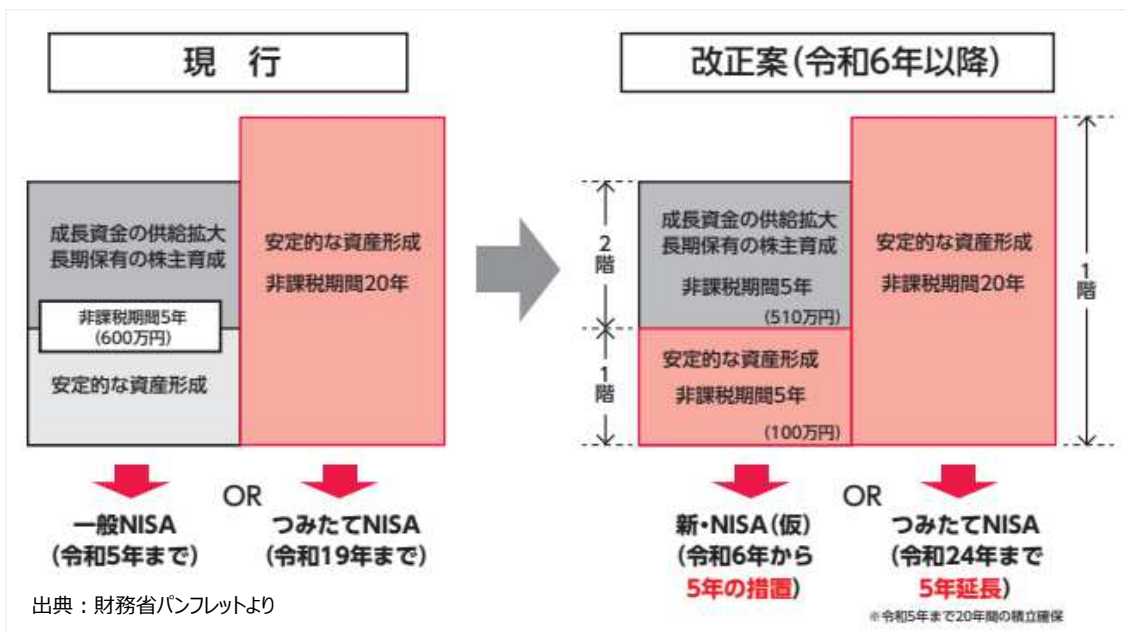
A  従来の「一般NISA」は2階建ての制度「新NISA」に衣替えした上で、5年間延長されます。
「つみたてNISA」は5年間延長されます。
「ジュニアNISA」は延長されず、令和5年12月31日で終了です。

●改正概要●

①新NISAの創設

新NISAは、低リスクの投資信託などに対象を限定した最大20万円の積立枠「特定累積投資勘定（仮称）」と、従来通り上場株式などにも投資できる最大102万円の枠「特定非課税管理勘定（仮称）」の2階建ての制度となり、原則として、特定累積投資勘定（仮称）に投資した場合のみ、特定非課税管理勘定（仮称）にも投資できる制度となります。一般NISAと同様、非課税投資期間は最長5年となります。

なお、例外として、既にNISAを使って運用しているなどの投資経験のある者については、届出により、上場株式のみの投資が可能となります。





②つみたてNISAの延長

つみたてNISAの投資可能期間が2042年（令和24年）12月31日まで延長されます。

③ジュニアNISAは延長されず

ジュニアNISAは2023年（令和5年）12月31日で終了し、終了に合わせ、2024年（令和6年）1月1日以降は、課税未成年者口座及び未成年者口座内の上場株式等及び金銭の全額について源泉徴収を行わずに払い出すことができるとされます。

①令和6年1月1日から令和10年12月31日まで②令和24年12月31日まで適用 

POINT  人生100年時代にふさわしい、家計の安定的な資産形成を支援していく観点から、制度の見直しがされました。少額からの積立・分散投資をさらに促進することになります。